

鹿児島県公報

令和7年12月5日(金) 第675号の2



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

公安委員会規則

○鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則(※) (情報管理課取扱い) 1

警察本部告示

○鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第2条第2項に規定する対象手続の告示の廃止(※) (情報管理課取扱い) 3

○鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する要綱(※) (情報管理課取扱い) 3

公安委員会規則

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

鹿児島県公安委員会委員長 鍾野孝清

鹿児島県公安委員会規則第33号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則(令和3年鹿児島県公安委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する処分通知等をいう。

第3条第1項中「警察本部長」を「公安委員会」に改め、同条第2項中「その他」の次に「公安委員会又は」を加え、同条第3項中「第1項に規定する者は、」の次に「公安委員会又は」を加え、同条第4項ただし書中「ただし、」の次に「公安委員会又は」を加え、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項ただし書中「ただし、」の次に「公安委員会又は」を加え、同条を第6条とする。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第3条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

第8条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（処分通知等の手続）

第8条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項及び情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方法）

第9条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第10条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第11条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は

警察本部長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員

会又は警察本部長が認める場合

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則第7条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

警察本部告示

鹿児島県警察本部告示第1号

令和5年12月22日鹿児島県警察本部告示第6号（鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第2条第2項に規定する対象手続の告示）は、令和7年12月14日限り廃止する。

令和7年12月5日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聰

鹿児島県警察本部告示第2号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する要綱を次のように定めた。

令和7年12月5日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聰

(目的)

第1条 この要綱は、鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（令和3年鹿児島県公安委員会規則第19号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、鹿児島県公安委員会、鹿児島県警察本部長及び警察署長（以下「公安委員会等」という。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により公安委員会等に係る手続等を行う場合に関し、必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(申請等に使用する電子計算機の技術的基準)

第2条 規則第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(申請等に係る電磁的記録に関する措置)

第3条 規則第3条第3項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(申請等を行う者を確認する場合の例外措置)

第4条 規則第3条第4項ただし書に規定する措置は、公安委員会が指定する申請等ごとに、公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

(署名等に代わる措置の例外措置)

第5条 規則第6条第1項ただし書に規定する措置は、前条に規定する措置とする。

(処分通知等の手続)

第6条 規則第8条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方法)

第7条 規則第9条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第3条第2項に規定する方法によって公安委員会等に届け出

るものとする。

(部分オンラインを利用する際、書面等に番号又は記号を表示する方法)

第8条 規則第7条第1項の場合において、規則第3条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、公安委員会が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

(対象となる手続等)

第9条 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号）第3条から第6条までの規定により公安委員会が定める行政手続等に係る申請等は、インターネットの利用その他の方法により公表する申請等とする。

附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。